

令和6年度第1回「ワンチームとやま」

連携推進本部会議次第

日 時：令和6年4月30日（火）

15時00分～16時30分

場 所：富山県民会館

8階バンケットホール

1 開 会

2 知事あいさつ

3 議 事

- (1) 令和6年能登半島地震に係る復旧・復興について
- (2) 令和6年度連携推進項目の取組み状況、内容について
- (3) 県、市町村の行政課題等について

4 報告事項

5 閉 会

配付資料

資料1 令和6年能登半島地震に係る復旧・復興について

資料2 令和6年度連携推進項目の取組み状況、内容について

資料3 令和6年度本部会議スケジュール

参考資料1 第1回富山県人口未来構想本部会議資料

参考資料2 「寿司といえば、富山」ブランディングの推進について

参考資料3 富山県警察 交通事故防止対策について

参考資料4 能登半島地震により被災した宅地の安全確保支援

「ワンチームとやま」連携推進本部会議出席者

1. 市町村等（17名）

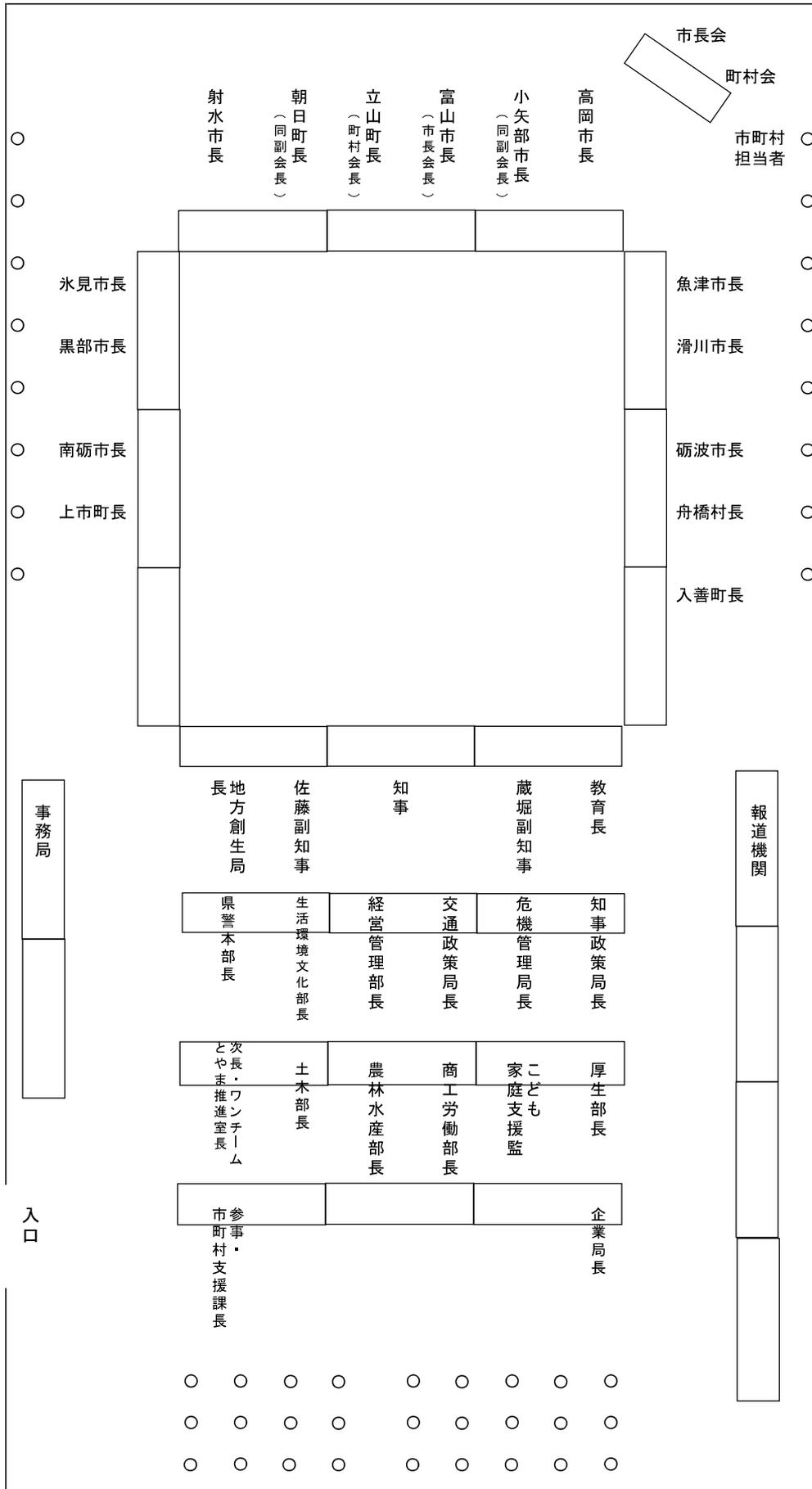
富山市長	藤井 裕久
高岡市長	角田 悠紀
射水市長	夏野 元志
魚津市長	村椿 晃
氷見市長	林 正之
滑川市長	水野 達夫
黒部市長	武隈 義一
砺波市長	夏野 修
小矢部市長	桜井 森夫
南砺市長	田中 幹夫
舟橋村長	渡辺 光
上市町長	中川 行孝
立山町長	舟橋 貴之
入善町長	笹島 春人
朝日町長	笹原 靖直
市長会事務局長	牧田 栄一
町村会常務理事	利川 智

2. 県（19名）

知事	新田 八朗
副知事	蔵堀 祐一
副知事	佐藤 一絵
教育長	廣島 伸一
県警本部長	石井 敬千
知事政策局長	川津 鉄三
危機管理局長	武隈 俊彦
地方創生局長	田中 雅敏
交通政策局長	田中 達也
経営管理部長	南里 明日香
生活環境文化部長	竹内 延和
厚生部長	有賀 玲子
こども家庭支援監	松井 邦弘
商工労働部長	山室 芳剛
農林水産部長	津田 康志
土木部長	金谷 英明
企業局長	牧野 裕亮
ワンチームとやま推進室長	福島 潔
参事・市町村支援課長	林原 泰彦

令和6年度第1回「ワンチームとやま」連携推進本部会議 配席図

日時: 令和6年4月30日(火)15時~16時30分
 場所: 富山県民会館8階バンケットホール



令和6年能登半島地震に係る復旧・復興について

資料1

1. 富山県復旧・復興ロードマップ（中間とりまとめ）

基本的な考え方

- 令和6年能登半島地震による県内被害は甚大かつ多岐にわたっている。一刻も早い復旧・復興に向けて、ロードマップ策定を通じて取組みの全体像や時間軸を「見える化」することで、県民や県内事業者の安心な暮らしや事業活動を後押し
- 本ロードマップ策定・実行にあたっては、被災現場の課題・ニーズをきめ細かく捉えて随時アップデートすることを大前提とし、
 - ① 県庁一丸となってスピード感を最優先に取り組む
 - ② 復旧・復興の各フェーズ毎、機動的・弾力的に対応
 - ③ 国や市町村、関係機関等とワンチームとなって連携
 - ④ 富山県の強靱化と中長期的な発展やウェルビーイングの向上へ結びつけ
 - ⑤ 富山県のいち早い復旧・復興により北陸エリア全体の復興につなげる

当面は月1ペースでのアップデートを予定。3月27日の中間とりまとめ公表後も、事業への着手や、申請期限の確定など現時点での進捗状況を反映。

※ロードマップは、令和8年度までの概ね3年間の取組みを示し、今後の必要な対応についても継続して取り組む。

復旧・復興に向けた4つの柱と対応項目

I くらし・生活の再建	1 住宅の復旧・復興 2 被災者の生活支援 3 災害廃棄物処理支援 4 医療・福祉提供体制の構築支援 5 被災者の健康管理 6 被災市町村への応援 7 被災地の防犯対策強化	III 地域産業の再生	14 中小企業等の生業支援 15 地域経済の復興 16 観光関連産業の支援 17 農林水産業施設の復旧と経営支援【再掲】
II 公共インフラ等の復旧	8 公共土木施設の復旧 9 水道の復旧 10 交通インフラの復旧 11 農林水産業施設の復旧と経営支援 12 文教施設・文化財の復旧 13 県行政施設の復旧等	IV 北陸全体の復興に向けた連携	18 広域避難者の生活再建への支援 19 石川県での各活動の支援 20 地域経済の復興【再掲】 21 北陸地域の観光復興に向けた連携

2. 国（政府・与党）への要望活動等

甚大な被害を受けた液状化対策や、被災者の生活再建、中小企業等への追加支援、北陸応援割、公共インフラの復旧などへの支援をニーズに応じて適宜要望

1月20日	松村 祥史	内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）
1月24日	斉藤 鉄夫	国交大臣
	坂本 哲志	農水大臣
	松本 剛明	総務大臣
	齋藤 健	経産大臣
	森山 裕	自民党総務会長
	高木 陽介	公明党政調会長
2月11日	山口 那津男	公明党代表
3月18日	岸田 文雄	内閣総理大臣
	林 芳正	内閣官房長官
4月11日	茂木 敏充	自民党幹事長（意見交換）
	小里 泰弘	内閣総理大臣補佐官（農山漁村地域活化）

3. 国（政府・与党）への要望 施策等に反映されたもの

政府の「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」（1月25日発表）に反映

- 中小・小規模事業者の工場・店舗などの施設や生産機械の設備などの復旧費を支援する「なりわい再建支援事業」
- 農業施設等の再建や漁船・漁具等の復旧支援などの農林水産業者への支援
- 観光振興に向け、風評対策や北陸応援割の実施
- 市町村の被害が甚大であった水道施設の国庫補助率の引上げ
- 倒壊家屋（全壊・半壊）の解体・撤去支援
- 雇用調整助成金や雇用保険の失業手当の特例的な対応

政府の復旧・復興支援本部会合で示されたもの

【第3回（3/1）】

- 港湾施設の復旧への特例的な国補助と地方財政措置の創設
- 上水道・下水道の復旧への地方財政措置の拡充

【第4回（3/22）】

- 面的な液状化防止対策（宅地液状化防止事業）の国庫補助率の引上げ
- 被災した地盤や住宅基礎の復旧等への支援制度（効果促進事業）の創設
- 住宅の耐震化に対する支援の拡充

令和6年能登半島地震に係る 富山県復旧・復興ロードマップ (中間とりまとめ)

令和6年4月30日



目次

基本方針 p1

I 暮らし・生活の再建

- 1 住宅の復旧・復興 p4
- 2 被災者の生活支援 p6
- 3 災害廃棄物処理支援 p12
- 4 医療・福祉提供体制の構築支援 . . p13
- 5 被災者の健康管理 p14
- 6 被災市町村への応援 p15
- 7 被災地の防犯対策の強化 p16

II 公共インフラ等の復旧

- 8 公共土木施設の復旧 p17
- 9 水道の復旧 p22
- 10 交通インフラの復旧 p24
- 11 農林水産業施設の復旧と経営支援 . p25
- 12 文教施設・文化財の復旧 p30
- 13 県行政施設の復旧等 p33

III 地域産業の再生

- 14 中小企業等の生業支援 p34
- 15 地域経済の復興 p36
- 16 観光関連産業の支援 p37
- 17 農林水産業施設の復旧と経営支援【再掲】 . p38

IV 北陸全体の復興に向けた連携

- 18 広域避難者の生活再建への支援 p43
- 19 石川県での各活動の支援 p44
- 20 地域経済の復興【再掲】 p46
- 21 北陸地域の観光復興に向けた連携 p47

<凡例> ロードマップで使用されている記号の意味は下記のとおり。

- 復旧・復興に向けた当面の取組み (着手済み)
- 復旧・復興に向けた当面の取組み (今後着手)
- 今後を見据えた取組み_制度や機能の拡充・見直し等 (着手済み)
- 今後を見据えた取組み_制度や機能の拡充・見直し等 (今後着手)

※そのほか、実施を予定しているもの、必要に応じて実施するもの等は点線矢印により表記。

基本方針

基本的な考え方

- 令和6年能登半島地震による県内被害は甚大かつ多岐にわたっている。一刻も早い復旧・復興に向けて、ロードマップ策定を通じて取組みの全体像や時間軸を「見える化」することで、県民や県内事業者の安心な暮らしや事業活動を後押しする
- 本ロードマップ策定・実行にあたっては、被災現場の課題・ニーズをきめ細かく捉えて随時アップデートすることを大前提とし、
 - ①県庁一丸となってスピード感を最優先に取組む
 - ②復旧・復興の各フェーズ毎、機動的・弾力的に対応する
 - ③国や市町村、関係機関等とワンチームとなって連携する
 - ④富山県の強靱化と中長期的な発展やウェルビーイングの向上へと結びつける
 - ⑤富山県のいち早い復旧・復興によって北陸エリア全体の復興につなげる

※このロードマップは令和8年度までの概ね3年間の取組みを示したものであり、今後も必要な対応については継続して取り組みます。

復旧・復興に向けた4つの柱

I 暮らし・生活の再建

III 地域産業の再生

II 公共インフラ等の復旧

IV 北陸全体の復興に向けた連携

2

復旧・復興に向けた4つの柱と対応項目

I 暮らし・生活 の再建	1 住宅の復旧・復興 2 被災者の生活支援 3 災害廃棄物処理支援 4 医療・福祉提供体制の構築 支援 5 被災者の健康管理 6 被災市町村への応援 7 被災地の防犯対策の強化	III 地域産業の再生	14 中小企業等の生業支援 15 地域経済の復興 16 観光関連産業の支援 17 農林水産業施設の復旧と経営支援 【再掲】
II 公共インフラ等 の復旧	8 公共土木施設の復旧 9 水道の復旧 10 交通インフラの復旧 11 農林水産業施設の復旧と経営 支援 12 文教施設・文化財の復旧 13 県行政施設の復旧等	IV 北陸全体の復興 に向けた連携	18 広域避難者の生活再建への支援 19 石川県での各活動の支援 20 地域経済の復興【再掲】 21 北陸地域の観光復興に向けた連携

3

I 暮らし・生活の再建

1 住宅の復旧・復興

概ね3年間で達成すべき目標

- ・住宅の復旧に向け、被災市町村が行う全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理に対し支援する。
- ・被災者生活再建支援制度に基づく支援金の円滑な支給などにより、被災者の住宅の確保・再建を推進する。
- ・建築関係団体等と連携して、住宅の耐震化に向けた取組みを推進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 住宅の応急修理支援	住宅の応急修理支援 (応急修理完了:~7/1) (延長が必要な場合:~12/31)					厚生企画課
② 全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理	被災市町村が行う全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理に対する支援 浄化槽の復旧支援					環境政策課
③ 住宅復旧支援(生活再建支援金(加算支援金)の支給)	生活再建支援金(加算支援金)の支給				申請先:市町村 申請期間:発災日から37ヶ月の間	厚生企画課
④ 住宅耐震化支援の推進(通常)	住宅耐震化支援制度の活用促進及び普及啓発				R9年度以降も引き続き、支援の推進を実施	建築住宅課

4

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑤ 宅地液状化の被災状況把握及び宅地液状化対策の推進	被災状況の把握	必要に応じて情報収集を継続	必要に応じて検討		R6.3.22 宅地液状化の被害を踏まえ、支援メニュー拡充	建築住宅課
⑥ 住宅耐震化支援の推進(被災住宅)		住宅耐震化支援制度の活用促進及び普及啓発	必要に応じて検討			建築住宅課
⑦ 災害公営住宅建設の検討	市町村による必要性検討等への支援	市町村による災害公営住宅建設への技術的支援				建築住宅課

5

I 暮らし・生活の再建

2 被災者の生活支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災者の暮らしの安定が速やかに図られるよう、生活の基盤となる住まいの確保に取り組む。
- ・生活再建支援金、知事見舞金、義援金等の円滑かつ速やかな支給・配分により被災者の生活再建を支援する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① ホテル・旅館等の避難所活用	ホテル・旅館等の避難所活用 (～R6.1末)					防災・危機管理課
② 県営住宅の一時提供		県営住宅の一時提供 (6か月。要望を踏まえ1年までの延長可能)			要望を踏まえ、期間延長、正式入居等の対応を行う。	建築住宅課
③ 賃貸型応急住宅の一時提供		賃貸型応急住宅の一時提供			賃貸型応急住宅の入居期間は入居日から最長2年間。 ※応急修理制度併給の場合は発災から6カ月間。	建築住宅課

6

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
④ 経済的負担の軽減 (県税の減免や徴収猶予、申告・納付等の期限延長、県立大学、県立・私立高校の授業料等の減免、国民健康保険料(税)の減免等)		県税の減免、徴収猶予 ※税目により期限が異なる				税務課
		県税の申告・納付等の期限延長 〔自動車税等〕 〔～R6.5〕	〔県民税等〕 〔終期末定〕			税務課
		県立大学の入学審査料、入学金、令和6年前期授業料の免除				学術振興課
		被災者の国民健康保険料(税)減免(～R7.3)				厚生企画課
		県立高校の授業料等の減免(～R6.12)				教育みらい室
	私立高校の授業料等の減免(～R6.12)				学術振興課	

7

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑤-1 生活再建支援金(基礎支援金)の支給	生活再建支援金(基礎支援金)の支給				申請先:市町村 申請期間:発災日から13ヶ月の間	厚生企画課
⑤-2 知事見舞金の支給	知事見舞金の支給				申請先:市町村 申請期間:各市町村の見舞金申請期間による	厚生企画課
⑤-3 災害弔慰金等の支給(災害障害見舞金含む)	災害弔慰金の支給				申請先:市町村 申請期間:各市町村の見舞金申請と同じ	厚生企画課
⑤-4 災害援護資金の貸付	災害援護資金貸付				申請先:市町村 申請期間:市町村条例で定める	厚生企画課

8

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑤-5 生活福祉資金の貸付	特例貸付(緊急小口資金による支援)	福祉費(災害援護費)による支援 福祉費(住宅補修費)による支援			申請先: 富山県社会福祉協議会 申請期間: R6年1月～ (特例貸付の実施期間は国の判断による)	厚生企画課
⑤-6 勤労者生活資金融資(災害復旧資金の貸付)	災害復旧資金の貸付による支援		実施予定		問合せ先: 北陸労働金庫(富山県内の各支店) 令和9年度以降も引き続き実施予定	労働政策課
⑤-7 生活必需品の現物給与・貸与	生活必需品の給与・貸与					厚生企画課
⑤-8 医療保険の窓口負担・介護保険の利用料の猶予、免除	被災者の窓口負担・利用料の猶予免除(～R6.9末)				問合せ先:加入する保険者等 実施期間は国の判断による	厚生企画課 高齢福祉課
⑤-9 義援金の受付、配分	義援金受付		配分委員会 第一次配分 配分委員会 第二次配分 配分委員会 第三次以降の配分		2、3ヶ月ごとに義援金配分委員会を開催し、配分を決定	厚生企画課 出納課

9

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑥ 生活再建に向けた相談窓口の情報提供(弁護士会等が実施している無料電話相談等を案内)	各相談窓口の案内(R6.1～終期末定)	相談状況に応じて実施	被災者支援パッケージを通して情報収集した各相談窓口の実施状況について情報提供を行う。			総務課
⑦ 被災に伴い必要が生じた手続きに係る使用料・手数料の減免	HPで各手続きの連絡先を案内(R6.1～終期は各項目により異なる)					財政課
⑧ 地域コミュニティの維持・再生への支援		地域の将来ビジョンや活動計画等の作成への支援 地域活性化への取組みやその担い手育成への支援				中山間地域対策課 地方創生・移住交流課
⑨ 災害ボランティアセンターの設置・運営支援、情報発信、ボランティア活動支援	災害ボランティアセンターの設置・運営(R6.1～終期末定)	・HP・SNSによる情報発信 ・災害ボランティアへの活動支援 ・活動費補助				県民生活課
⑩ ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整を行う人材の確保(研修事業の充実)	災害ボランティアコーディネーター研修の実施	情報発信力向上 災害ケースマネジメント 関係機関との連携強化 など研修の充実				県民生活課

10

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑪ ボランティア関係機関等との連携・協働の強化	関係機関との振り返り事後検証と共有	連携体制の検討実態把握・構築	行政・社協・NPO等の円滑な連携による被災者支援体制の確立			県民生活課
⑫ 外国人の相談対応		県外国人ワンストップ相談センターの運営	外国人への効果的な情報伝達方法の検討	災害情報の効果的な提供		国際課
⑬ 災害時の外国人相談体制の充実	県災害多言語支援センター設置ガイドラインの見直し		ガイドラインを踏まえたより実践的な防災訓練等の実施			国際課

11

I 暮らし・生活の再建

3 災害廃棄物処理支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・令和7年度の処理完了を目標に、被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的支援を行う。
- ・今後の災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための県内市町村、中部ブロック各県、国、民間事業者団体等との連携強化、処理体制の充実を図る。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 災害廃棄物の仮置場の設置・運営	被災市町村が行う仮置場の設置・運営に対する支援 (復旧完了目標:R8.3) 【片付けごみ】 【家屋解体ごみ】				実際の復旧スケジュールは、被災市町村と協議していく。	環境政策課
② 全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理	被災市町村が行う全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理に対する支援 (復旧完了目標:R8.3)					環境政策課
③ 災害時の廃棄物処理体制の充実	各種訓練、セミナー等による災害対応の検証・関係機関との連携強化				R9年度以降も引き続き、体制の充実を実施	環境政策課

12

I 暮らし・生活の再建

4 医療・福祉提供体制の構築支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した医療機関・社会福祉施設の復旧を支援するとともに、耐震化等による対災害性の向上を推進する。
- ・新たな災害発生への対応に向けて、災害・救急医療提供体制を強化する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 医療機関・社会福祉施設の復旧支援	被災施設の復旧費支援		施設の復旧費を支援する補助金		申請期間 R6.2.29まで	高齢福祉課 障害福祉課 医務課
② 医療機関・社会福祉施設の耐震化等防災事業の推進	施設の耐震化等防災事業費支援		施設の防災改修費等を支援する補助金	必要に応じて延長	申請先: 県及び市町村	高齢福祉課 障害福祉課 医務課
③ 災害時の対応体制強化	BCP(事業継続計画)策定支援					高齢福祉課 障害福祉課 医務課

13

I 暮らし・生活の再建

5 被災者の健康管理

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災市町村や関係機関と連携して、被災者の健康調査や訪問など被災者に寄り添ったケアを実施する。
- ・医師、保健師等による被災者への心のケアを行い、心のケアを必要とする被災者の減少を図る。
- ・復旧・復興への励みや心の癒し、ウェルビーイングの向上につながる取組みを推進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災者の健康調査	在宅被災者の健康調査 (氷見市・高岡市)	要支援者への継続訪問・健康相談への対応等				厚生企画課 医務課 健康課
② 被災者の心のケア	被災者の不安・悩みに関する相談対応				R9年度以降も必要に応じて延長	医務課 健康課
③ 児童生徒の心のケア	公立学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 心のケアが必要な児童生徒の実態把握(随時・定期)					教育みらい室
④ 暮らしと心の充実	心の豊かさの醸成、ウェルビーイング向上施策の推進 (美術館等の企画展、コンサート、演劇等の実施、スポーツ、祭り等)				R9年度以降も引き続き実施	戦略企画課 ウェルビーイング推進課 文化振興室 スポーツ振興課 観光振興室 など

14

I 暮らし・生活の再建

6 被災市町村への応援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災市町村における行政機能の回復、災害への対応体制の強化を支援する。
- ・被災市町村のニーズを踏まえて、専門的知識を有する人材を派遣するなどの人的支援を実施する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 総務省応急対策職員派遣制度による職員派遣	「対口支援チーム」の派遣 (災害応急業務の支援)					防災・危機管理課
② 被災市町村の体制強化	応急的な職員派遣・調整	中長期の職員派遣・調整(必要に応じて)				市町村支援課 人事課
③ 市町村財政に関する助言、情報提供	市町村の財政負担等に係る相談への対応、情報提供					市町村支援課

15

I くらし・生活の再建

7 被災地の防犯対策の強化

概ね3年間で達成すべき目標

- ・事件事故の発生を抑止するとともに、住民に寄り添った活動を展開し住民の安心感を醸成する。
- ・被災時の安全安心のため、各種防犯カメラの台数を増加させる。
- ・安全安心アプリの登録者数2万人を達成する。(令和8年度末)

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災地のパトロール強化	被災地の重点パトロール	重点パトロール継続の検討				警察本部 (地域企画課)
② 被災地の防犯対策(防犯カメラの設置)	復興支援見守りカメラの設置	復興支援見守りカメラの運用(~R7.1末)				警察本部 (生活安全企画課)
③-1 防犯対策の強化(安全安心アプリの整備・運用)		安全安心アプリの開発	安全安心アプリの運用		R9年度以降も引き続き実施(予定)	警察本部 (警務課)
③-2 防犯対策の強化(復旧・復興事業からの暴力団排除)		暴力団排除活動により官・民一丸となった公正かつ健全な復旧・復興事業を実現(暴力団等反社会的勢力による復旧・復興事業への介入阻止)			R9年度以降も引き続き実施(予定)	警察本部 (組織犯罪対策課)

16

II 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-1 道路

概ね3年間で達成すべき目標

- ・令和8年度を目標に、被災した道路・橋りょうの復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した道路・橋りょうの早期復旧	被災状況調査(~R6.春頃)	応急対応	災害査定	被災した施設の復旧工事	復旧完了目標	道路課
② 復旧に向けた市町村への支援	市町村が行う災害復旧工事の手続きへの支援や技術的助言					道路課
③ 橋りょう耐震化の促進	橋りょうの耐震化工事				R9年度以降も引き続き耐震化の促進を実施	道路課

17

II 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-2 河川・砂防

概ね3年間で達成すべき目標

・令和8年度を目標に、被災した河川・海岸・砂防施設の復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した河川・海岸・砂防施設の早期復旧	被災状況調査 (~R6.6頃) 応急対応 (~R6.6頃)	被災した施設の復旧工事			復旧完了目標	河川課 砂防課
② 復旧に向けた市町村への支援	市町村が行う災害復旧工事の 手続きへの支援や技術的助言					河川課
③ 土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げ等	土砂災害警戒情報 発表基準の引き下げ	今後の降雨の経験状況を鑑み 発表基準の引き下げを解除				砂防課
	県民に対し、土砂災害への警戒を呼びかけ(SNS、HPなどで周知)					
④ 崩落斜面の対策及び急傾斜地崩壊対策等の推進	斜面等の 変状調査	崩落斜面の対策を実施 急傾斜地崩壊対策等の推進			R9年度以降も 引き続き崩落 斜面の対策及 び急傾斜地崩 壊対策等の推 進を実施	砂防課

18

II 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-3 港湾

概ね3年間で達成すべき目標

・令和8年度を目標に、被災した港湾施設の復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した港湾施設の早期復旧	被災状況 調査 応急対応	被災した施設の 復旧工事			復旧完了目標	港湾課
② 橋りょう耐震化の促進	橋りょう(臨港道路)の耐震化工事				R9年度以降も 引き続き耐震 化の促進を実 施	港湾課

19

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-4 公園

概ね3年間で達成すべき目標

・令和7年度を目標に、被災した公園の復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した公園の早期復旧	被災状況調査 応急対応	災害査定 被災した施設の復旧工事	被災した施設の復旧工事	被災した施設の復旧工事	復旧完了目標	都市計画課
② 復旧に向けた市町村への支援	市町村が行う災害復旧工事の手続きへの支援や技術的助言					都市計画課

20

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-5 下水道

概ね3年間で達成すべき目標

・令和8年度を目標に、被災した流域下水道の復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課	
① 被災した流域下水道の早期復旧	被災状況調査 応急対応	災害査定 被災した施設の復旧工事	被災した施設の復旧工事	被災した施設の復旧工事	復旧完了目標	都市計画課	
② 流域下水道の処理場、管渠等の耐震化の促進	県が管理する下水処理場、下水道管渠等の耐震化工事				R9年度以降も引き続き耐震化の促進を実施	都市計画課	
③ 市町村の下水道の復旧に向けた支援	被災調査支援	市町村が行う災害復旧工事の手続きへの支援や技術的助言					都市計画課

21

II 公共インフラ等の復旧

9 水道の復旧 9-1 水道施設の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

・令和7年度の完了を目標に、水道施設の復旧を支援する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 市町村が行う復旧や耐震化に向けた取組みへの支援	市町村が行う復旧や耐震化に向けた取組みへの支援			耐震化に向けた取組みへの支援	R9年度以降も引き続き、耐震化に向けた取組みへの支援を実施	生活衛生課

22

II 公共インフラ等の復旧

9 水道の復旧 9-2 水道用水供給、工業用水道

概ね3年間で達成すべき目標

・令和6年度の完了を目標に、水道用水供給、工業用水道を復旧する。
 ・施設の強靱化のため、その機能維持に向けた各種検討、調整を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧	被災状況の把握 施設の復旧	復旧完了 (目標)				水道課
② 施設の強靱化	施設の機能維持に向けた各種検討、調整			整備着手	R9年度以降も引き続き整備実施	水道課

23

II 公共インフラ等の復旧

10 交通インフラの復旧

概ね3年間で達成すべき目標

・令和6年度末を目途の復旧に向けて、被災事業者を支援する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握	各交通事業者から被災状況の確認					地域交通・新幹線政策室 航空政策課
② 被災設備の復旧支援		万葉線の被災箇所 の復旧を支援				地域交通・新幹線政策室

24

II 公共インフラ等の復旧

11 農林水産業施設の復旧と経営支援 11-1-① 農地・農業用水利施設の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

・国や県の支援メニューを活用して、営農再開に向けた応急工事を進めながら、令和8年度までに本復旧を完了させる。
 ・下流人家等への影響など、多大な被害が想定される防災重点農業用ため池の地震耐性評価等調査を計画的に推進する。
 ・発災時でも土地改良区が業務継続できるよう、「土地改良区版BCP」を各土地改良区で作成する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧	被災箇所把握 (～R6.5末頃) 応急工事 (～作付前)	必要に応じて延長 (～稲刈等) 復旧工事			復旧完了 目標	農村整備課
② 国・県の支援メニューの活用支援 (農業用水利施設等)	通水確認・補修	通水完了 目標				農村整備課
③ 施設の耐震化・強靱化					防災重点農業用ため池に係る防止工事等の推進に関する特別措置法(R2～12)によりR12年度まで実施予定	農村整備課
④ 土地改良区版BCPの作成支援					作成完了 目標	農村整備課

25

II 公共インフラ等の復旧

11 農林水産業施設の復旧と経営支援 11-1-② 農業施設等の再建と営農支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した農業者等の施設・機械の復旧を令和6年度中に完了する。
- ・生産基盤、地域営農体制の更なる強化を図る。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧・対策検討	被害状況の把握、調査 (~R6.8頃)	復旧や対策の検討への支援				農産食品課 農業経営課 農業技術課
② 国・県の支援メニューの活用支援 (農業施設等)	支援情報の提供・要望調査	農業施設(畜産含む)・機械の復旧支援	①被災産地農業用施設支援事業 被災したカントリーエレベーター等の共同利用施設の復旧を支援 ②被災農業者施設等支援事業:被災した農業施設・機械等の復旧を支援 ③農業用共同利用施設災害復旧事業 被災した農業倉庫等の共同利用施設の復旧を支援 ④畜産経営災害等総合対策緊急支援事業 被災した畜産施設・設備等の復旧を支援		①申請先:市町村 申請期限: (市町村→県): R6.5.13 ②申請先:市町村 申請期限: (市町村→県): R6.5.13 ③申請期限:調整中 ④申請先:(独)農畜産業振興機構 申請期限:調整中	農産食品課 農業経営課 農業技術課
③ 営農継続の支援	融資相談窓口の設置	被災農業者等への金融支援 (貸付限度額の引上げ、5年間の実質無利子化等)			申請先:日本公庫、 金融機関 申請期限:R8.3.31	農業経営課

26

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
④ 地域営農の継続・強化	地域計画の策定推進	目標地図作成支援			R9年度以降も引き続き経営継承の啓発を実施(予定) 申請先:市町村 R9年度以降も引き続き広域連携づくりを実施(予定)	農産食品課 農業経営課 農業技術課
	経営継承の啓発	経営継承の啓発 (既存経営体の経営体質強化・農業者世代交代・基盤強化支援)				
	集落営農組織の広域連携啓発	集落営農組織の広域連携モデルづくり (組織間協議の支援、スマート農機等の導入支援、労働力確保支援)				
	被害状況に応じた栽培管理対策の検討	栽培管理の現地指導	集落営農組織の広域連携に向けた合意形成等を支援			
	被害状況に応じた栽培計画の見直しへの助言・指導		新たな栽培計画の実践			

27

II 公共インフラ等の復旧

11 農林水産業施設の復旧と経営支援 11-2 漁港・共同利用施設・漁船・漁具等の復旧と操業支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した漁業者等の漁船・漁具について、令和6年度中に復旧を完了する。
- ・被災した共同利用施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。
- ・被災した漁港施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 漁港施設等の被災状況の把握・復旧	被害状況の把握、調査 (~R6.5頃)	災害査定 施設復旧事業の実施	復旧完了 目標			水産漁港課
② 共同利用施設等の被災状況の把握・復旧支援	被害状況の把握、調査 (~R6.6頃)	災害査定 施設復旧事業の実施				
③ 国・県の支援メニューの活用支援 (漁船、漁具等)	漁船・漁具の復旧支援	復旧完了 目標	被災漁業者等への金融支援 (5年間の実質無利子化等)		申請先:東日本 信漁連	水産漁港課
④ 漁場環境の変化への対応		漁業者等が行う藻場の回復や、漂流・漂着物の除去等、漁場環境の復旧活動への支援	底質・藻場調査による環境変化把握	データ解析・とりまとめ		水産漁港課

28

II 公共インフラ等の復旧

11 農林水産業施設の復旧と経営支援 11-3 山地災害・林道・林業施設等の復旧と経営支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した山地、林道、林業施設等について、令和8年度中に復旧を完了する。
- ・県土の強靱化、林業の生産性向上に取り組み、災害に強く持続可能な森づくりを推進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 山地災害の被災状況の把握・復旧	被災状況の把握、調査 (~R6.秋頃)	山地災害復旧事業の実施	復旧完了 目標			森林政策課
② 林道・林業施設等の被災状況の把握・復旧支援	被災状況の把握、調査 (~R6.秋頃)	林道復旧事業等の実施				
③ 国・県の支援メニューの活用支援 (林業施設等)	林業施設、木材加工 流通施設等の復旧支援	復旧完了 目標				森林政策課

29

II 公共インフラ等の復旧

12 文教施設・文化財の復旧 12-1 県立学校・大学

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した校舎等の学校施設について、令和6年度までに復旧を完了する。
- ・児童生徒の安全確保や、避難所として安全に地域住民等を受け入れるため、非構造部材の耐震対策や防災機能強化を目指す。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧 【県立学校・大学】	被災状況把握 応急対応	復旧工事 設計 復旧工事 災害査定	復旧完了目標			教育企画課 学術振興課
② 避難所としての円滑な活用	非構造部材の耐震対策				R9年度以降も必要に応じて延長	教育企画課
県立学校	防災機能強化※ 検討 推進				※防災用品備蓄、津波避難時の避難所施設の速やかな施設解錠等	
県立大学	地元市と初動体制等について協議					学術振興課

30

II 公共インフラ等の復旧

12 文教施設・文化財の復旧 12-2 文教施設

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した文化施設・スポーツ施設・社会教育施設について、令和7年度までに復旧を完了する。
- ・避難所にあっては、円滑に活用できるように、施設設備の計画的な点検や修繕を実施する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧(文化施設・スポーツ施設・社会教育施設)	被災状況把握 応急対応	災害査定 復旧工事	復旧完了目標			文化振興室 スポーツ振興課 生涯学習・文化財室
② 避難所としての円滑な活用(文化施設・スポーツ施設・社会教育施設)	施設設備の計画的な点検・修繕					文化振興室 スポーツ振興課 生涯学習・文化財室

31

II 公共インフラ等の復旧

12 文教施設・文化財の復旧 12-3 文化財

概ね3年間で達成すべき目標

- ・令和7年度の完了を目標に、被災した歴史的な建造物等の復旧について、その所有者に技術的な支援をする。
- ・次の災害に備え、文化財の関係団体(国・市町村・民間団体(ヘリテージマネージャー)等)への研修会等を実施する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 歴史的な建造物等の被災状況の確認	文化財ドクター派遣事業(1次調査)		復旧調査完了目標 ※	文化財ドクター派遣事業 県から文化庁への要請に基づき、文化財防災センターが事務局となり、歴史的な建造物の所有者に対する技術的な支援を実施する事業。3次に分けて調査を実施する予定。 ① 被災状況の確認 ② 詳細な破損調査 ③ 復旧に向けた技術的支援 ※ 復旧工事は所有者負担が伴うことから、所有者と調整しながら実施	生涯学習・文化財室	
② 歴史的な建造物等の詳細な破損調査	文化財ドクター派遣事業(2次調査)				生涯学習・文化財室	
③ 所有者等への技術的な支援(平面図作成、概算費用の算出等)	文化財ドクター派遣事業(3次調査)				生涯学習・文化財室	
④ 次の災害に備えた防災力の向上	文化財の関係団体に対する研修会の開催等 国重要文化財・県指定文化財の耐震診断・補強を促進(国庫補助事業や県費補助金を活用)				R9年度以降も必要に応じて実施	生涯学習・文化財室

32

II 公共インフラ等の復旧

13 県行政施設の復旧等

概ね3年間で達成すべき目標

- ・行政施設が安全に活用できるよう、被災状況を把握の上、適切な修繕等を行う。
- ・各施設の耐災害性を検証し、必要な対応を進める。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧	現状把握 応急対応	復旧工事(被害が軽微なもの) 復旧工事(被害が大きいもの:調査、設計及び施工)	完了		R9年度以降も必要に応じ工事を実施	県有財産活用推進課 警察本部(会計課)
② 耐災害性に関する検証	検証項目整理	点検(各所属) 検証	必要な対応の実施(各所属)		R9年度以降も必要に応じ対応を実施	県有財産活用推進課

33

Ⅲ 地域産業の再生

14 中小企業等の生業支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災事業者のニーズに応じた設備等の復旧・復興を支援する。
- ・県内中小事業者のBCPの策定を促進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握と対応支援		復旧・復興の状況把握 相談窓口	継続的な設置を検討			地域産業振興室 商工企画課
② 国(経済産業省関連)・県の支援メニューの活用支援	なりわい再建支援補助金(第一次) 小規模事業者持続化補助金(第一次)	第二次 第三次以降(予定)	施設・設備の復旧等を支援する補助金 以降検討		申請先: 県 申請期間: R6.4.30まで	地域産業振興室
	商店街災害復旧等事業費補助金 震災対策特別融資 緊急経営改善資金(地震対策特別措置)	第二次以降(予定)	販路開拓の取組みを支援する補助金(国) 復旧や賑わいを支援する補助金 直接被害、地震の影響による売上げ減少を支援する融資 地震の影響を受けた事業者の既往債務返済を支援する融資		申請先: 商工会議所、商工会 申請期間: R6.4.26まで 申請先: 県 申請期間: 復旧事業 R6.5.10まで にぎわい創出事業 R6.4.19まで 申請先: 取扱金融機関 取扱期間: R6.9.30まで	

34

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
③ BCP等の策定支援		小規模事業者事業継続力強化補助金 BCP策定の普及・啓発 副業・兼業マッチング事業及び補助金の活用	事業継続力強化計画の策定、設備導入を支援する補助金 必要に応じて延長を検討 商工団体が実施するセミナー等の開催や、専門家派遣を支援 延長予定 県内企業が副業・兼業人材を活用する経費を支援		申請先: 商工会議所、商工会連合会 申請期間: 未定 申請先: 県 申請期間: R7.3.10	地域産業振興室 労働政策課
④ 雇用調整助成金の特例措置の活用支援		労働相談窓口の設置 県HPでの周知 (支給対象期間の終期: R7.6.29)			申請先: 富山労働局助成金センター 申請期間: R7.8.30まで	労働政策課

35

Ⅲ 地域産業の再生

15 地域経済の復興

概ね3年間で達成すべき目標

・県内被災地の商品等の流通を促進させることで、地域経済が活性化する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 消費の喚起		生活支援・消費喚起プロジェクト支援補助金(プレミアム商品券の発行)	商工団体等のプレミアム商品券等発行を支援		申請先: 県 申請期間: R6.7.31	地域産業振興室
② 日本橋とやま館を活用した復興応援フェア		フェアへの参加				商工企画課 観光振興室
③ 地域産業のレジリエンス強化		一時的に休業した事業所の従業員の出向の受け入れに関する周知(終期末定)				商工企画課 地域産業振興室 立地通商課 労働政策課 観光振興室

36

Ⅲ 地域産業の再生

16 観光関連産業の支援

概ね3年間で達成すべき目標

・地震による風評被害や旅行自粛が払拭され、旅行需要がV字回復するとともに、旅行者が安心して観光を楽しむ受入環境整備や高付加価値化・DXの推進により、地域全体が潤う持続可能な観光地づくりにつなげる。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 観光施設や宿泊施設の被災状況・影響の把握		被災状況やキャンセル等の影響の把握	旅行需要の回復目標			観光振興室
② 国・県の支援メニューの活用支援		国・県の支援メニューの情報提供等				観光振興室
③ 風評被害対策(観光プロモーション等)		公式観光サイト「とやま観光ナビ」やSNS、観光イベント等における正確な情報発信				観光振興室
④ 観光需要喚起		とやま応援クーポン(2/20~4/7) 北陸応援割・とやま応援キャンペーン(3/16~4/26※)			(※)予算額に達し次第、終了	観光振興室
⑤ 周遊・滞在観光の推進		観光庁 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地※		※北陸エリアが選定(R5.3)	観光振興室	
⑥ 高付加価値化や生産性向上、DXの推進		観光庁 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地※ マスタープラン策定		マスタープランに基づく施策の検討・展開		観光振興室
		デジタル技術の活用や、インバウンド等に対応した受入環境の整備等を支援			R9年度以降も引き続き実施(予定)	
⑦ 観光施設や宿泊施設の耐震化の促進の検討					要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に向けた助言等	観光振興室

37

17 農林水産業施設の復旧と経営支援 17-1-① 農地・農業用水利施設の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

- ・国や県の支援メニューを活用して、営農再開に向けた応急工事を進めながら、令和8年度までに本復旧を完了させる。
- ・下流人家等への影響など、多大な被害が想定される防災重点農業用ため池の地震耐性評価等調査を計画的に推進する。
- ・発災時でも土地改良区が業務継続できるよう、「土地改良区版BCP」を各土地改良区で作成する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧	被災箇所把握 (~R6.5末頃) 応急工事 (~作付前)	必要に応じて延長 (~稲刈等) 復旧工事			復旧完了 目標	農村整備課
② 国・県の支援メニューの活用支援 (農業水利施設等)	通水確認・補修	通水完了 目標				農村整備課
③ 施設の耐震化・強靱化	防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価の実施				防災重点農業用ため池に係る防止工事等の推進に関する特別措置法(R2~12)によりR12年度まで実施予定	農村整備課
④ 土地改良区版BCPの作成支援	土地改良区への技術的指導・助言				作成完了 目標	農村整備課

38

17 農林水産業施設の復旧と経営支援 17-1-② 農業施設等の再建と営農支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した農業者等の施設・機械の復旧を令和6年度中に完了する。
- ・生産基盤、地域営農体制の更なる強化を図る。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧・対策検討	被害状況の把握、調査 (~R6.8頃) 復旧や対策の検討への支援					農産食品課 農業経営課 農業技術課
② 国・県の支援メニューの活用支援 (農業施設等)	支援情報の提供・要望調査	農業施設(畜産含む)・機械の復旧支援	①被災産地農業用施設支援事業 被災したカントリーエレベーター等の共同利用施設の復旧を支援 ②被災農業者施設等支援事業:被災した農業施設・機械等の復旧を支援 ③農業用共同利用施設災害復旧事業 被災した農業倉庫等の共同利用施設の復旧を支援 ④畜産経営災害等総合対策緊急支援事業 被災した畜産施設・設備等の復旧を支援		①申請先:市町村 申請期限: (市町村→県): R6.5.13 ②申請先:市町村 申請期限 (市町村→県): R6.5.13 ③申請期限:調整中 ④申請先:(独)農畜産業振興機構 申請期限:調整中	農産食品課 農業経営課 農業技術課
③ 営農継続の支援	融資相談窓口の設置	被災農業者等への金融支援 (貸付限度額の引上げ、5年間の実質無利子化等)			申請先:日本公庫、 金融機関 申請期限:R8.3.31	農業経営課
				収入保険の加入推進		

39

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
④ 地域営農の継続・強化	地域計画の策定推進 経営継承の啓発 集落営農組織の広域連携啓発 被害状況に応じた栽培管理対策の検討	目標地図作成支援 経営継承の啓発 (既存経営体の経営体質強化・農業者世代交代・基盤強化支援) 集落営農組織の広域連携モデルづくり (組織間協議の支援、スマート農機等の導入支援、労働力確保支援) 栽培管理の現地指導	経営継承の啓発 集落営農組織の広域連携に向けた合意形成等を支援	新たな栽培計画の実践	R9年度以降も引き続き経営継承の啓発を実施(予定) 申請先:市町村 R9年度以降も引き続き広域連携づくりを実施(予定)	農産食品課 農業経営課 農業技術課

Ⅲ 地域産業の再生

17 農林水産業施設の復旧と経営支援 17-2 漁港・共同利用施設・漁船・漁具等の復旧と操業支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した漁業者等の漁船・漁具について、令和6年度中に復旧を完了する。
- ・被災した共同利用施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。
- ・被災した漁港施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 漁港施設等の被災状況の把握・復旧	被害状況の把握、調査 (～R6.5頃)	災害査定 施設復旧事業の実施	復旧完了 目標			水産漁港課
② 共同利用施設等の被災状況の把握・復旧支援	被害状況の把握、調査 (～R6.6頃)	災害査定 施設復旧事業の実施				
③ 国・県の支援メニューの活用支援(漁船、漁具等)	漁船・漁具の復旧支援 融資相談窓口の設置		被災漁業者等への金融支援 (5年間の実質無利子化等)		申請先:東日本信漁連	水産漁港課
④ 漁場環境の変化への対応		漁業者等が行う藻場の回復や、漂流・漂着物の除去等、漁場環境の復旧活動への支援 底質・藻場調査による環境変化把握	データ解析・とりまとめ			水産漁港課

17 農林水産業施設の復旧と経営支援 17-3 山地災害・林道・林業施設等の復旧と経営支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した山地、林道、林業施設等について、令和8年度中に復旧を完了する。
- ・県土の強靱化、林業の生産性向上に取り組み、災害に強く持続可能な森づくりを推進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 山地災害の被災状況の把握・復旧	被災状況の把握、調査 (~R6.秋頃)	山地災害復旧事業の実施		復旧完了 目標		森林政策課
② 林道・林業施設等の被災状況の把握・復旧支援	被災状況の把握、調査 (~R6.秋頃)	林道復旧事業等の実施				森林政策課
③ 国・県の支援メニューの活用支援 (林業施設等)	林業施設、木材加工 流通施設等の復旧支援	(復旧完了 目標)				森林政策課

42

Ⅳ 北陸全体の復興に向けた連携

18 広域避難者の生活再建への支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・広域避難者の生活再建を支援する。
- ・発災時の広域避難対応を迅速に行うための体制を整備する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① ホテル・旅館等への避難者への対応	石川県との連絡調整、避難者への 支援情報の提供	広域避難マニュアルの策定	要請に応じて実施			防災・危機管理課 厚生企画課 医務課
		避難者の健康管理、要支援者への 医療・福祉サービスの調整等	要請に応じて実施			
② 避難者への医療・福祉サービスの提供		避難者への医療・福祉サービスの提供	要請に応じて実施			高齢福祉課 障害福祉課 医務課
③ 児童生徒の就学機会の確保		児童生徒の就学機会の確保	要請に応じて実施			教育みらい室

43

IV 広域連携

19 石川県での各活動の支援 19-1 救命活動

概ね3年間で達成すべき目標

・石川県における救助活動を着実に実施する

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 緊急消防援助隊の派遣	航空隊等の派遣	要請に応じて派遣			R9年度以降も必要に応じて実施	消防課
② 富山県警察災害派遣隊の派遣	災害派遣隊の派遣	要請に応じて派遣	要請に応じて派遣			警察本部(警備課)

44

IV 広域連携

19 石川県での各活動の支援 19-2 復旧活動

概ね3年間で達成すべき目標

・石川県の災害廃棄物の処理の支援に向け、国、石川県、市町村、事業者団体との広域的な連携や調整を行う。
 ・石川県の被災者の生活再建を支援するため、災害ボランティアの派遣を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 災害廃棄物処理の支援	石川県の災害廃棄物の民間事業者等による処理支援 〔穴水町の片付けごみの処理〕 〔石川県災害廃棄物処理実行計画(2/29)に基づく解体ごみの処理〕					環境政策課
② 災害ボランティアの派遣	災害ボランティアの派遣	必要に応じて支援を継続	必要に応じて支援を継続			県民生活課

45

20 地域経済の復興

概ね3年間で達成すべき目標

・県内被災地の商品等の流通を促進させることで、地域経済が活性化する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 日本橋とやま館を活用した復興応援フェア	フェアへの参加					商工企画課 観光振興室
② 地域産業のレジリエンス強化	一時的に休業した事業所の従業員の出向の受け入れに関する周知(終期末定)					商工企画課 地域産業支援課 立地通商課 労働政策課 観光振興室

46

IV 北陸全体の復興に向けた連携

21 北陸地域の観光復興に向けた連携

概ね3年間で達成すべき目標

・地震による風評被害や旅行自粛を払拭し、いち早く県内の観光需要を回復するとともに、北陸地域への誘客や周遊・滞在観光を促進し、富山の観光復興が北陸地域の観光復興の推進力となる。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 北陸地域の魅力発信と観光需要喚起	北陸新幹線敦賀開業(R6.3.16) 北陸応援割・とやま応援キャンペーン(3/16~4/26※) JR大阪駅での開業イベント(3/16,17)	北陸DC(R6.10~12) 「北陸の一体感」と「各県の特徴・魅力」を最大限PR ・全国的な誘客キャンペーン ・相互誘客・マイクロツーリズム			(※)予算額に達し次第、終了 R9年度以降も引き続き実施(予定)	観光振興室
② 北陸の滞在周遊促進と被災地域の観光事業者の復興支援	被災地と連携した応援企画の実施(2/20~3/31)	被災地域の観光事業者と連携した取組み ・北陸の滞在周遊促進 ・各種イベントでの被災地復興支援		・北陸三県が連携した滞在周遊促進の取組みの継続 ・観光客を呼び込むことによる北陸全体の復興支援	R9年度以降も引き続き実施(予定)	観光振興室

47

連携事項名 災害対応・危機管理体制の連携・強化

資料2

提案市町村:全市町村

対象市町村:全市町村

県担当課:防災・危機管理課

○目標(目指す姿)

- 本年1月1日に発生した能登半島地震における災害対応の検証を行うとともに、県と市町村の災害対応・危機管理体制の連携・強化を図り、大規模災害発生時にワンチームで取り組める体制の構築を目指す

○現状と課題

現状

- 一部の避難所で開設に時間を要したケースや、備蓄が不足するなどの課題がみられた
- 多くの住民が車で避難したり、津波被害が想定されていない地域の住民が一斉に避難したりしたため道路渋滞が発生した
- 避難所に食料等を持参されない方が見受けられた

課題

- 県及び市町村の初動対応・応急対策、避難所の開設・運営、備蓄の保管・搬送体制等についての検証が必要
- 住民の避難行動等についての検証を行うとともに、津波ハザードマップ等の住民への十分な周知が必要
- 日頃からの備えについて普及啓発が必要

○具体的連携施策

具体的手段

- 能登半島地震での対応における課題の共有、対応策の検討
- 大規模災害発生時の県及び市町村の連携方法の確認・強化
- 県及び市町村から住民への防災意識の普及啓発の強化
- 県及び市町村が実施する取組みについて相互に共有

効果

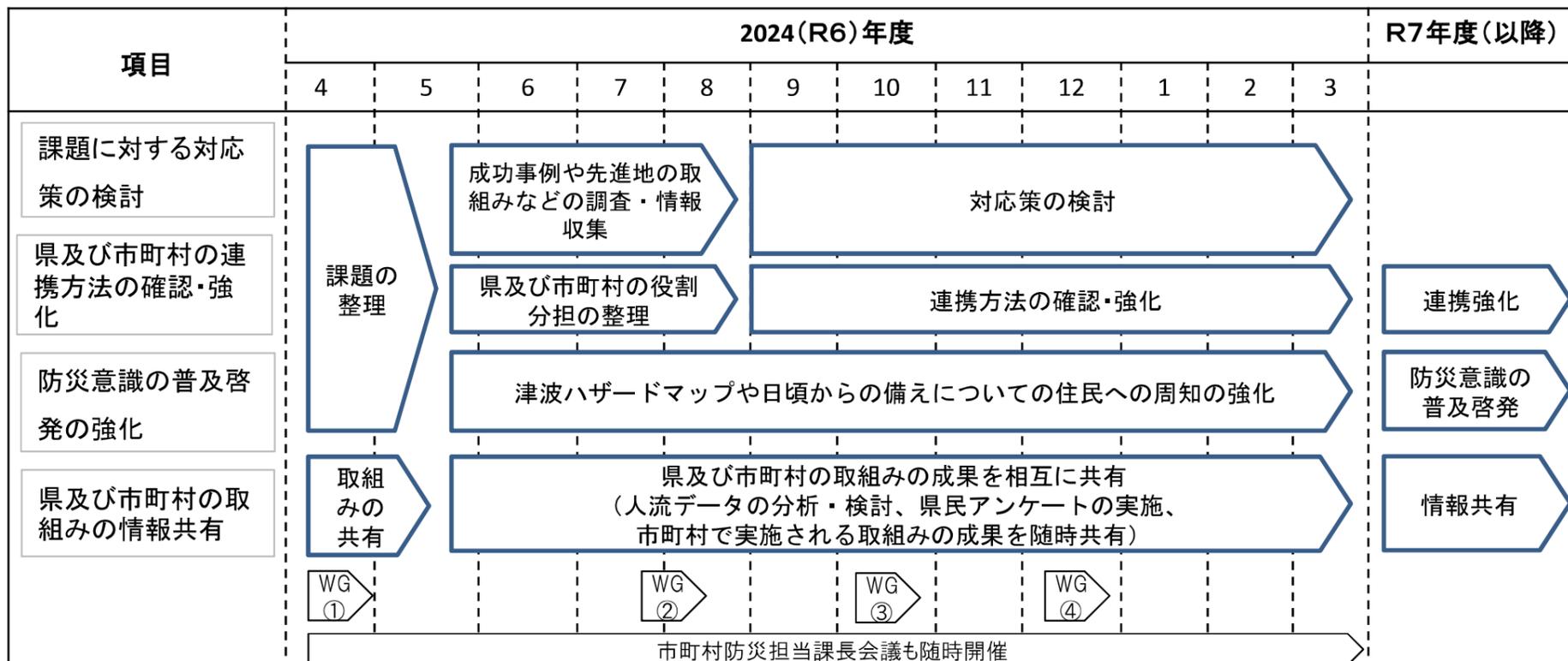
- 避難所の開設・運営、備蓄の保管・搬送体制等の課題の解決
- 大規模災害発生時の県及び市町村の連携の強化
- 住民の防災意識の向上による日頃からの十分な備えと適切な避難行動

◎ R6年度の取り組み事項

- 能登半島地震での課題に対する対応策の検討
 - ・課題の整理、対応策の検討
 - ・市町村での成功事例や先進地の取組みなどの調査・情報収集
- 県及び市町村の連携方法の確認・強化
 - ・大規模災害発生時の県及び市町村の役割分担の整理、連携方法の確認・強化

- 防災意識の普及啓発の強化
 - ・津波ハザードマップや日頃からの備えについて住民への周知の強化
- 県及び市町村の取組みの情報共有
 - ・県及び市町村が令和6年度から実施する取組みの内容及び成果について相互に共有

◎ 協議スケジュール・取り組み内容



連携事項名 こども・子育て施策の連携・強化

提案市町村:高岡市、射水市、魚津市、砺波市、南砺市、県

対象市町村:全市町村

県担当課:こども家庭室

○目標(目指す姿)

- 未来を担う子どもたちの健やかな成長と全てのこどもが幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、社会で活躍していけるよう、地域の人々が支え合い、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」を目指す。

○現状と課題

現状

- 国では、こども未来戦略やこども大綱の策定(R5年12月)により、こども政策を強力に推進
- 県・全市町村が「こどもまんなか応援サポーター」の宣言を行い、様々なこども・子育て施策に取り組んでいる。
- 昨年度の本部会議やWG、県・市町村担当課長会議等で協議を重ねた結果、県の本年度予算に市町村と新たに連携して取り組む10事業を計上

課題

- 近年、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域の関わりの希薄化により、こどもや子育て家庭の孤立・貧困や地域の子育て力の低下などが顕在化し、喫緊の課題となっている。

○具体的連携施策

具体的手段

- こどもまんなか社会の実現に向けた取組みや出産・子育て支援、様々な困難を抱えるこどもへの支援など、市町村と連携して取り組む「こども・子育て施策」について、ワンチームでの連携体制をさらに強化し、切れ目のない包括的な支援策を推進

効果

- 市町村とともに、こども・子育てに関する課題を共有し、包括的な支援策を協議し、施策の実現につなげる。
- 県全域を対象としたこども・子育て支援の推進により、こどもや家族、地域の人々は、市町村の区切りを考慮することなく、支援策を享受できる。

◎ R6年度の取り組み事項

- こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進
 - ・社会全体でこども・子育てを支え合う機運醸成
 - ・こどもや子育て当事者の意見聴取、施策への反映
- 出産・子育て支援
 - ・切れ目のない子育て支援
 - ・こども医療費の助成(現行:県乳幼児医療費助成制度)
 - ・保育士や放課後児童支援員等の人材確保
 - ・病児・病後児保育の広域化、ICT化

- 様々な困難を抱えるこどもへの支援
 - ・こどもの居場所づくりの推進
 - ・こどもの相談・支援体制の整備
 - ・ヤングケアラーへの支援

◎ 協議スケジュール・取り組み内容

項目	2024(R6)年度												R7年度(以降)	当面の目標
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
出産・子育て支援 ①切れ目のない子育て支援 ②こども医療費 ③保育士等人材確保 ④病児・病後児保育の広域化等	①子育て支援アプリの供用開始(R6.3~)						子育て支援アプリによるポイント制度の導入(子育て応援券からの移行)						新規事業者の拡大	ポイント制度の円滑な導入
	②市町村・関係機関との協議、方針案の整理等						必要に応じて県・市町村で予算要求						方針に基づく実施	R7年度からの実施
	③潜在保育士確保に向けた保育補助者雇用促進事業の実施						効果の検証・協議						県、市町村等の更なる連携	県・市町村による連携事業の実施
	④協定内容等調整			協定締結・広域受入開始			利用状況調査・情報共有							
様々な困難を抱えるこどもへの支援	こどもの居場所づくり支援事業・こども食堂応援事業の実施						効果の検証・協議						県、市町村等の更なる連携	県・市町村による連携事業の実施
	ヤングケアラー支援ガイドラインの周知	ヤングケアラー支援ネットワーク会議や研修会等の実施						効果の検証・協議						県、市町村等の更なる連携

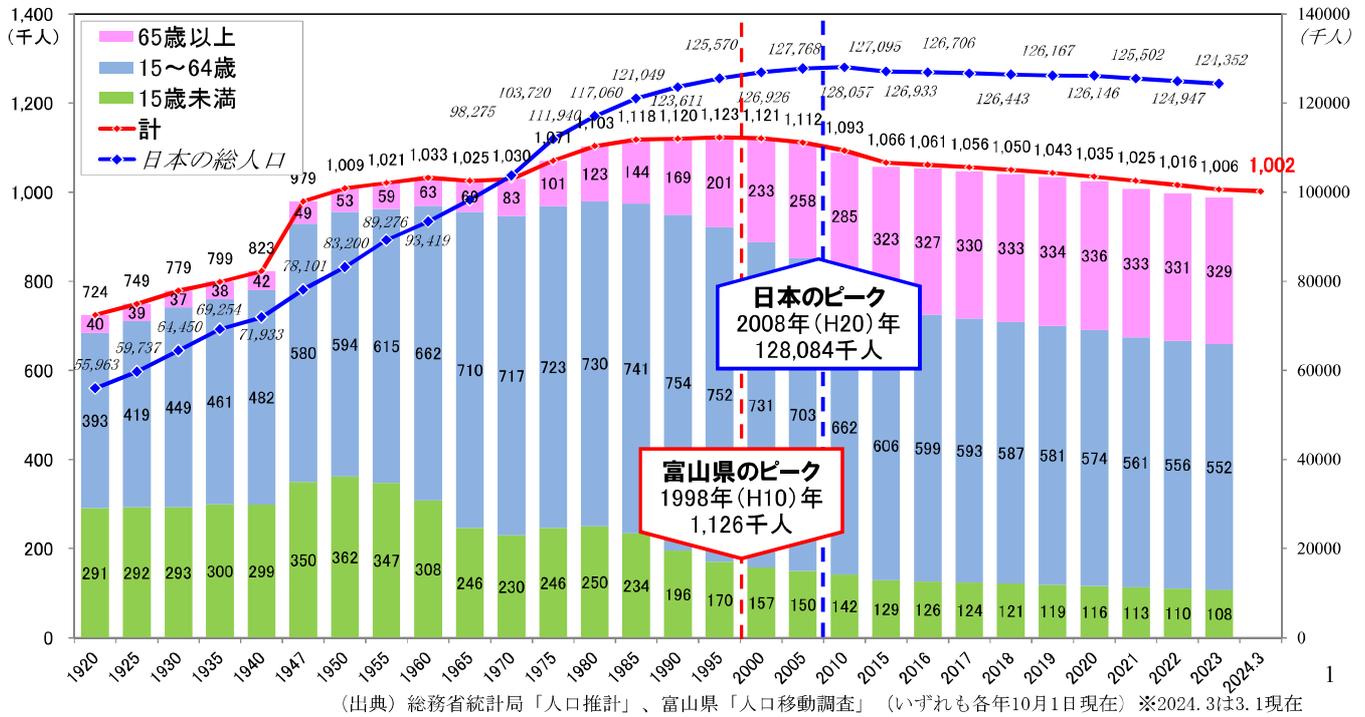
「ワンチームとやま」連携推進本部 年間スケジュール

令和2年度	R3. 1. 10	※雪害対策への協力に関する臨時会議 (WEB)
	R3. 1. 19	「ワンチームとやま」連携推進本部会議設置
	R3. 2. 22	※新型コロナワクチン接種に関する臨時会議 (対面+WEB)
令和3年度	R3. 5. 14	※新型コロナワクチンの高齢者向け接種等に関する臨時会議 (WEB)
	R3. 6. 4	第1回本部会議の開催
	R3. 8. 31	第2回本部会議の開催 (WEB)
	R3. 10. 29	第3回本部会議の開催
	R3. 12. 8	※新型コロナウイルス対策に関する臨時会議 (WEB)
	R4. 1. 20	第4回本部会議の開催
令和4年度	R4. 3. 4	※新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時会議 (WEB)
	R4. 5. 16	第1回本部会議の開催
	R4. 8. 30	第2回本部会議の開催 (WEB)
	R4. 10. 17	第3回本部会議の開催
	R5. 1. 19	第4回本部会議の開催
	令和5年度	R5. 5. 18
R5. 8. 31		第2回本部会議の開催
R5. 11. 6		第3回本部会議の開催
R6. 1. 18		第4回本部会議の開催
令和6年度	R6. 4. 30	第1回本部会議の開催 ①令和6年度連携推進項目の取組内容等の報告 ②個別協議事項
	R6. 8. 下旬	第2回本部会議の開催 (WEB) ①連携推進項目の取組の進捗状況等の報告 ②個別協議事項
	R6. 11. 下旬	第3回本部会議の開催 ①連携推進項目の取組の中間報告 ②個別協議事項
	R7. 1. 中下旬	第4回本部会議の開催 ①令和6年度連携推進項目の取組結果報告 ②新年度の取組方針・項目の協議・決定 ③個別協議事項

我が国と富山県のこれまでの人口推移

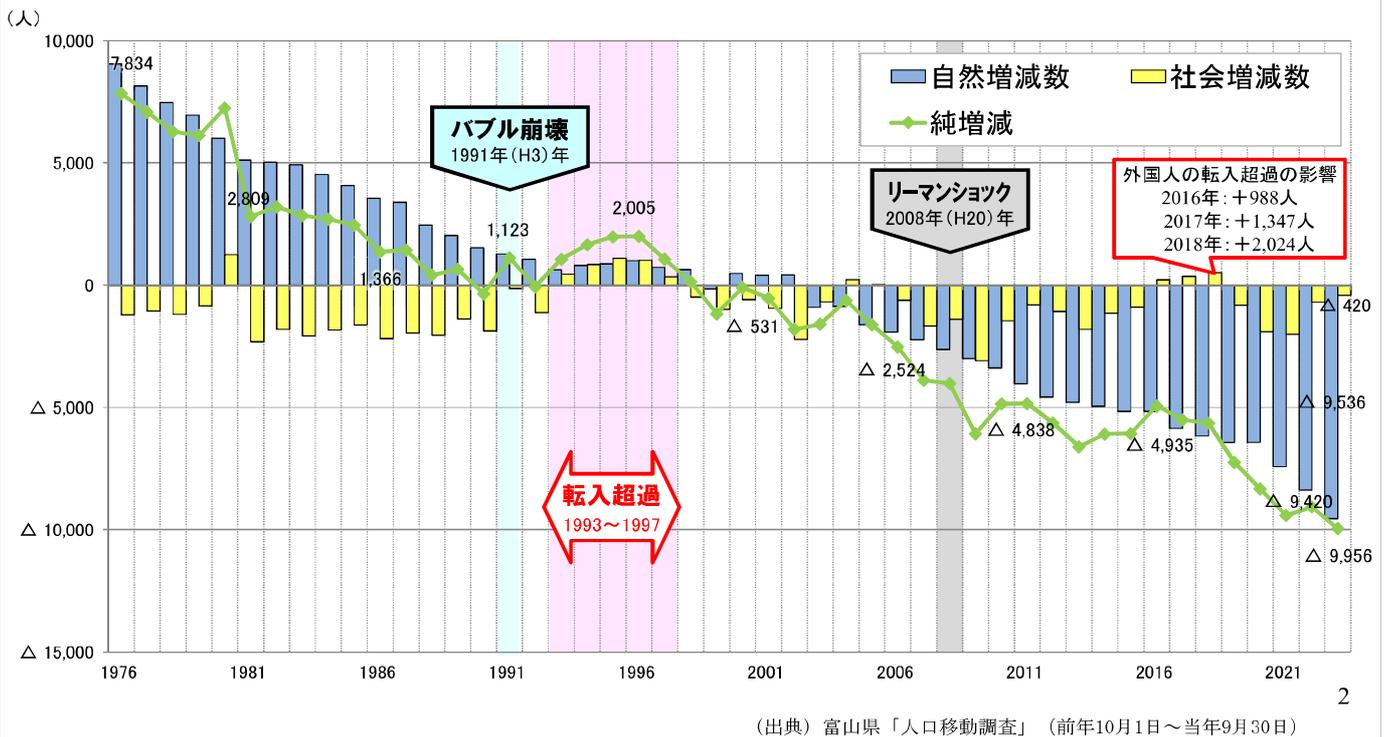
資料 1

- 富山県の人口は、全国より 10年早い 1998 (H10) 年をピークに減少に転じる
- 年齢 3 区分別の人口構成をみると、65歳以上が拡大する一方、15歳未満は減少が続いており、人口構成が変化



富山県の人口動態（自然動態＋社会動態）の推移

- 自然動態 (出生－死亡) は、マイナス幅が増加傾向
- 社会動態 (転入－転出) は、外国人の移動増加などにより、マイナス幅が縮減するも、2019 (R元) 年以降は マイナスが続いている状況



富山県人口の推移と未来へのビジョン ~2060年に総人口80.6万人をめざす~

富山県人口ビジョン

▶ 合計特殊出生率の上昇

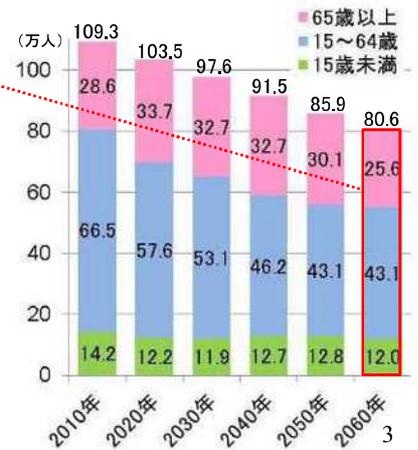
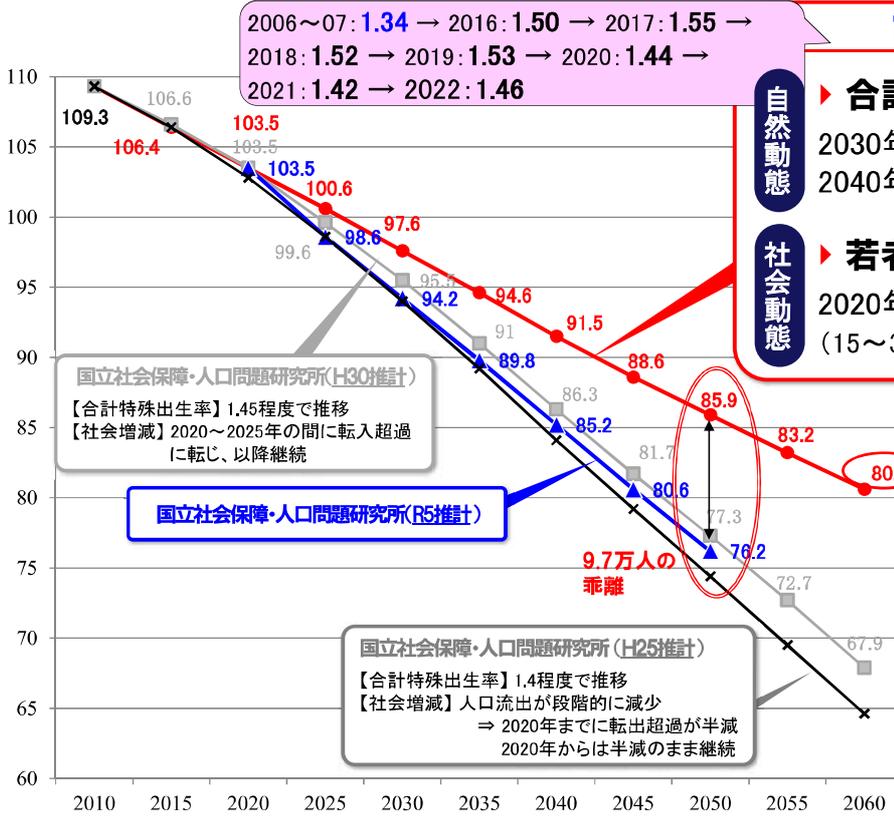
2030年 県民希望出生率 1.9 を達成
2040年 人口置換水準 2.07 を達成

自然動態

▶ 若者の転出抑制と転入促進

2020年 若者世代の移動均衡を達成
(15~34歳の1,550人の転出超過を改善)

社会動態



1 とやま未来創生戦略の概要

R5.10.18 とやま未来創造県民会議資料(抜粋)

コンセプト

人口減少を克服し、自然、文化、産業など特色・強みを活かし持続可能で活力ある未来の創造

第2期 とやま未来 創生戦略

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した、本県の実情に応じた地方創生についての基本的な計画。
- ・地方創生関係交付金（デジタル田園都市国家構想交付金）の申請に必要となる。

計画期間

5年間（令和2年度～令和6年度）

〔第1期戦略：H27～R1（5年間）〕

人口減少自体への対応

- ・希望出生率と現状のギャップ
- ・晩婚化と未婚化の進行
- ・若者、女性の転出超過
- ・産業経済の活性化の必要性

基本目標 1

結婚・出産・子育ての
願いが叶う環境整備

自然減の歯止め

基本目標 2

産業振興、若者等の
雇用創出、観光振興、
県内への移住促進

社会増への転換

人口減少社会への適応

- ・生産年齢人口の大幅な減少
- ・生産性向上の必要性
- ・地域コミュニティの弱体化
- ・人口減少による様々な影響

基本目標 3

若者・女性・高齢者
など多様な人材の確保
と労働生産性の向上

労働力不足への対応

基本目標 4

活力あるまち・健やか
かな暮らし・未来を
担う人づくり

地域の総合力アップ 4

1 とやま未来創生戦略の概要(体系)

R5.10.18 とやま未来創造県民会議資料(抜粋)

区分	基本目標	具体的な施策
人口減少自体への対応	基本目標1 結婚・出産・子育ての願いが叶う環境整備	1 結婚から子育てまで切れ目のない支援による 少子化対策 の推進 2 働き方改革を通じたゆとりある生活の実現による 少子化対策 の推進
	基本目標2 産業振興、若者等の雇用創出、観光振興、県内への移住促進	1 産業・地域経済の活性化 2 若者や女性がいきいきと働き暮らせる魅力ある 地域づくり 3 観光の振興 4 移住・定住の環境づくり、関係人口の創出・拡大等
人口減少社会への適応	基本目標3 若者・女性・高齢者など多様な人材の確保と労働生産性の向上	1 若者や女性 が輝いて働ける環境づくり 2 高齢者等 が能力を発揮して活躍できる社会の実現 3 外国人材活躍 の促進と多文化共生の地域づくり 4 多様な人材の確保・育成と 労働生産性の向上
	基本目標4 活力あるまち・健やかな暮らし・未来を担う人づくり	1 交通ネットワーク 整備と活力ある まちづくり 2 人生100年時代を見据えた 人づくり 3 持続可能で安心して暮らせる 地域の環境づくり 4 豊かで魅力ある 中山間地域 の実現

5

今後のスケジュール(予定)

資料2

4月 第1回 現状説明(人口、とやま未来創生戦略)
今後のスケジュール

5～8月 第2～4回 主な施策について①②③

11月 第5回 とやま未来創生戦略KPI評価
新たな人口ビジョン(人口未来構想)の骨子(案)

2～3月 第6回 新たな人口ビジョン(人口未来構想)(案)

「寿司といえば、富山」ブランディングの推進①

参考資料2

【目的】

- 「寿司」を入口に、雄大な自然や歴史、食や文化、暮らしやすさなど、本県が誇る様々な魅力を発信し、本県の認知度向上を目指す
- 寿司を始めとする飲食、酒、伝統工芸、観光、農林水産業等の幅広い産業の振興に繋げる



〈10年後の目標〉

① 「寿司」でイメージする都道府県で富山県を回答する方の割合

R⑤

8.9%

② 富山の「寿司」を友人等に積極的に勧める県民の割合

45.3%

◆人材育成
◆環境整備
◆普及啓発

R⑭(10年後)

90%

90%

「寿司といえば、富山」ブランディングの推進②

➤ 令和6年度の主な取組み

人材育成

- 県内寿司店と県外若手職人のマッチング支援
(県鮨商生活衛生同業組合と連携)
- 県外若手寿司職人チャレンジ育成イベントの開催

環境整備

- 「県民家庭の日（毎月第3日曜）」×「寿司の日」キャンペーンの実施
- 本県の寿司の強みを地質学の観点から紐解く出前講座の実施
- 寿司を入口に本県の地形や食文化の魅力を体感するモデルルートの造成

普及啓発

- 富山の寿司魅力発信イベント「SUSHI collection TOYAMA」の開催（6/5～6）
- 特設WEBサイトやSNSを通じた情報発信
 - 〈特設WEBサイト〉 全県を網羅したデジタルマップ「寿司店マップ」などを掲載
- PR動画の作成（敦賀駅や各種プロモーションで放映）

交通事故防止対策

参考資料3

交通事故情勢

- ◆ 昨年の発生件数、死者数、負傷者数は前年比で減少
- ◆ 昨年の自転車の事故件数、負傷者数、死者数とも増加
- ◆ R6.3末現在、飲酒事故は約倍増、飲酒検挙件数は約1.5倍

自転車安全対策

- ◆ ヘルメット着用率向上に向けた取組（小・中・高・一般）
- ◆ 交通ルールの遵守を徹底する指導啓発活動



飲酒運転対策

- ◆ 実効性のある取締りの強化（深夜から早朝の三二検問）
- ◆ 関係機関・団体と連携した交通モラルの向上への取組



能登半島地震により被災した宅地の安全確保支援

液状化による被害を受けた建物・宅地の安全性確保を図るためには、面的な液状化対策と建物の耐震化を一体的に行うことが必須。

そのため関係する事業が連携して総合的に取り組むことによりエリア一体となって宅地・住宅の安全の確保を推進する。

○公共施設や周辺の住宅と共同で液状化対策を推進する場合

宅地液状化防止事業

主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進。

要件

※下記各号に該当する地区で行われるもの

- ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

交付対象事業・基礎額

宅地の液状化を防止するために行われる事業に要する費用：補助率**1/2**
（能登半島地震において引き上げ）

※宅地液状化防止事業の実施に支障となる被災した地盤や基礎の復旧など、事業の実施に必要な準備工事について地方公共団体が支援する場合に、効果促進事業として支援する。
（民間施工の場合の補助率1/3以内）。

※令和6年3月1日の予備費にて、液状化被害の直轄調査が導入されており、地質調査や工法素案作成などにより、事業の早期化に努める

交付金事業者

- 都道府県・市町村
- 宅地所有者等

※宅地液状化防止事業の事業化決定前に住宅・建築物安全ストック形成事業の支援を受けていた場合で、両事業の国費が重複する場合は、宅地液状化防止事業の交付額から重複分を控除する

○個別に建物の耐震化を図る必要がある場合

住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援。

対象となる住宅

マンションを除く住宅

交付対象・交付額

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

補強設計等費及び耐震改修工事費（耐震改修に必要な住宅の傾斜修復を含む）を合算した額

※交付額は、補助対象工事費の8割を限度

※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

対象となる市区町村

住宅所有者に対する耐震化促進の取組みを行う地方公共団体。

能登半島地震により被災した宅地の安全確保支援

(R6.3.22発表 宅地液状化防止に係る国支援策)



液状化による被害を受けた建物・宅地の安全性確保を図るためには、面的な液状化対策と建物の耐震化を一体的に行うことが必須。そのため関係する事業が連携して総合的に取り組むことによりエリア一体となって宅地・住宅の安全の確保を推進する。



■液状化対策エリア外も含めた支援

○建物の耐震化への支援【住宅・建築物安全ストック形成事業】

被災者が地方公共団体の支援を受けて行う、住宅の耐震化に対して、国・地方公共団体で120万円(多雷区域の場合)を限度に支援

→地方負担分は特別交付税措置(措置率0.5)の対象

※補強設計等費及び耐震改修工事費(耐震改修に必要な住宅の傾斜修復を含む)を合算した額
 ※交付額は、補助対象工事費の8割を限度

■液状化対策エリア内の支援

○面的な液状化防止対策への支援【宅地液状化防止事業】

地方公共団体が行う、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策に対して、国が費用の1/2を支援(※通常は1/4)

※地方負担分は、補助災害復旧事業債(充当率100%、交付税措置率95%)の対象

→実質的な地方負担の割合は2.5%

(面的な液状化防止対策の例) 地下水低下工法

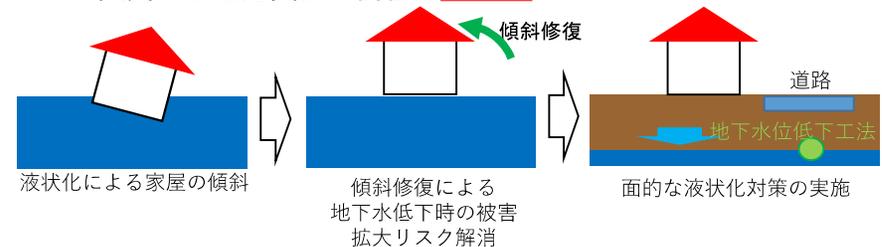


○被災した地盤や基礎の復旧等への支援【効果促進事業】

被災者が地方公共団体の支援を受けて行う、宅地液状化防止事業の実施に支障となる被災した地盤や基礎の復旧等に対して、国・地方公共団体で費用の2/3以内を支援

※地方負担分は特別交付税措置(措置率0.8)の対象

→実質的な地方負担の割合は6.7%



■ 宅地液状化防止事業の流れ

